
第2部 農業

第1章 農業を取り巻く情勢

第2章 福岡市農業の現状と課題

第3章 基本方向

第4章 振興施策

第2部 農業

第1章 農業を取り巻く情勢

(1) 農業の置かれた状況

全国的に農業所得が減少傾向にある中、農業従事者の減少・高齢化が続いており、年齢階層別にみると60代以上が7割、50歳未満が1割という著しくアンバランスな構成になっています。今後も、高齢農業者のリタイアが増加することが見込まれることから、新規就農者の確保・定着が喫緊の課題となっています。

特に農村地域の人口減少、高齢化は著しく、農道や水路の維持補修等の共働活動の継続が困難になっており、農業生産の停滞や地域コミュニティ・集落機能の低下にまでつながっています。このような状況のもと、耕作放棄地の増加等により農業・農地が持つ多面的機能の低下も懸念されています。

農業人口の減少は、農家の繁忙期の労働力確保にも影響を与えており、新たな雇用労働力として、外国人農業技能実習生を受け入れる地域が増えています。

農地については全国的に耕地面積が減少しており、また耕作放棄地も増加しているため担い手への農地集積を進めていますが、集積率は近年横ばい状況で推移しています。

その一方で、平成21年の農地法改正により農地のリース方式による企業やNPO法人等一般法人による農業参入が可能となって以降、これら法人の農業参入は急速に進んでいます。

また近年の温暖化の影響による集中豪雨の多発化など、異常気象の影響が農業被害のリスクを高め、多くを輸入に頼っている肥料や農薬、家畜飼料等の生産資材は、アジア諸国の経済発展による需要の増加等で価格が上昇し、農家の負担が増えています。

(2) 社会情勢や市民意識の変化

食の安全への意識が高まる中、身近な場所で取れた生産者の顔が見える農産物への評価が高まる一方で、自ら農産物を育てたいというニーズも年々高まっています。さらに健康に関する意識の高まりもあり、機能的食品、介護食品などの分野において、安全で安心な農産物の提供が期待されています。

女性の社会進出や単身世帯の増加は、コンビニエンスストア等での弁当類や惣菜類いわゆる「中食」の需要を増加させ、ICTの利用拡大はネット販売による食品購入を増加させています。このような食の多様化、高度化に生産現場も対応していくことが必要となっています。

平成25年12月に「和食」がユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の無形文化遺産に登録され、これに伴って海外における日本の食材の人気が高まっており、海外への輸出の好機となっています。

農村に対する都市住民の意識は、国の調査によるとよいイメージが多く、子育てにも適している地域と考えられています。新たな生活スタイルを求めて都市と農村を人々が行き交う「田園回帰」の動きや、定年退職を契機とした農村への定住志向が見られるようになるなど、農村が見直されています。

(3) 国の動き

国においては、平成25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し、農林水産業を産業として強くしていく政策（産業政策）と、国土保全といった多面的機能を発揮するための政策（地域政策）を両輪とし、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させること等に内閣をあげて取り組むことを決定しました。

また、平成27年3月には新たな「食料・農業・農村基本計画」を決定し、食料自給率目標の実現可能性を考慮し、カロリーベースで45%、生産額ベースで73%に設定しました。その他、輸出拡大に向けた取組みの強化、6次産業化の戦略的促進、米政策改革の着実な推進、農村への移住・定住の促進等、講ずべき施策を示しました。

一方、平成27年4月には「都市農業振興基本法」が制定され、市街地及びその周辺の地域で行われる都市農業の安定的継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目標として、国等が講ずべき基本的施策が示されました。

我が国の農畜産業に大きな影響を及ぼすことが懸念されているTPP（環太平洋パートナーシップ）協定は平成27年10月に大筋合意し、翌28年2月の署名式で正式合意に至りました。国は、農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう、さらに成長産業としての力強い農林水産業をつくりあげるため、平成27年11月に「総合的なTPP関連政策大綱」を策定し、国内対策を進めています。しかしながら、その後、平成29年1月にアメリカ合衆国が協定からの離脱を通知し、協定の発効が難しくなりましたが、国は引き続き、農林水産業の体質強化に取り組んでいくこととしています。